



# 10月1日から 障害者の尊厳を守る法律が施行されます

## 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する 支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

この法律は、障害者虐待の防止・早期発見、虐待を受けた時の保護や自立の支援および養護者に対する支援を行うことにより、障害者の権利利益を擁護することが目的です。

### 対象者

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者（発達障害者含む）
- その他  
心身の障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人

虐待には  
次のものがあります。



- ① 身体的なもの  
障害者の体に傷や痛みを負わせる等の暴行を加えること。また正当な理由がなく身動きが取れない状態にすること。
- ② 性的なもの  
障害者に無理やり（または同意とみせかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。
- ③ 心理的なもの  
障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で精神的な苦痛を与えること。
- ④ 放棄・放任（ネグレクト）  
食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をせず、障害者の心身を衰弱させること
- ⑤ 経済的なもの  
本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと。（経済的虐待については、養護者のみならず、障害者の親族による行為も含まれます。）

虐待は人としての尊厳を傷つけ、自立や社会参加を妨げるものです。  
絶対に許されるものではありません。

## 市福祉事務所に連絡ください！

10月1日から、市福祉事務所内に「大川市障害者虐待防止センター」が設置されました。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）は、「虐待を受けている障害者への支援」と、「虐待をしてしまった養護者への支援」に目を向けた内容となっています。

《養護者とは、障害者を現に養護する者であって障害者の家族、親族、同居人などが該当します。また、同居してはなくても現に身辺の世話をしている知人などが該当する場合があります。》

『障害者虐待の判断に当たっては、虐待をしている側の「自覚」および虐待をされているという本人の「自覚」は問わない』となっています。

また、障害者虐待を発見した人は速やかに通報しなければなりません。



あれは虐待なのか？

どうしたらいいの？

どこに連絡すればいいの？



ばなりません。虐待の防止は障害のある人の自立や社会参加の促進に非常に重要です。どんな些細なことでもかまいません。連絡ください。

市福祉事務所内  
障害者虐待防止センター  
☎ 85115532



## 大川市身体障害者相談員・ 知的障害者相談員

大川市身体障害者相談員・知的障害者相談員は、障害のある人や家族のみならず、障害者手帳、年金、医療、教育、就労、施設などに関する各種相談に応じ、助言や指導などを行っています。お気軽に相談ください。

※市報1日号の「各種相談」コーナーに掲載しています。

### 【身体障害者相談員】

- 平田 勝政(三又地区) ☎ 87115876
- 古賀 廣毅(川口校区) ☎ 87117122
- 中尾 昭義(木室校区) ☎ 86115271
- 新 惠博(大川校区) ☎ 09012960115354
- 中村 重則(田口校区) ☎ 87114324
- 池末 次男(大野島校区) ☎ 88112647

### 【知的障害者相談員】

- 中村 雄二 ☎ 87116243
- 岡 美代子 ☎ 87117933

